

綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業（以下「土地活用事業」という。）における事業予定者（以下「事業予定者」という。）の選定を適正かつ公平に実施するため、綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会の委員は、有識者、商業関係者及び行政関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 選定委員会に委員長を置き、委員長に副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は、土地活用事業に係る公募型プロポーザルにおいて、事業予定者の選定を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業予定者の選定結果を市長へ報告することをもって満了する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第6条 選定委員会の会議は、非公開とする。

2 選定委員会における審査の結果については、公表するものとする。ただし、公表の内容及び時期については、選定委員会において決定するものとする。

3 委員長は、選定結果を会議終了後速やかに市長に報告するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 選定委員会の委員は、職務上知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、公共施設マネジメント事務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。